

有効期間 5年（令和12年12月31日まで）

令和7年5月28日

各 部 長 ・ 参 事 官 様
各 所 属 長

警 察 本 部 長

人身安全対策課

少 年 対 策 課

刑 事 総 務 課

搜 查 第 一 課

改正児童福祉法による一時保護時の司法審査の導入に伴う留意事項について (通達)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。別添1・2）第3条の規定の施行により、児童相談所長又は都道府県知事（以下「児童相談所長等」という。）が一時保護を行うときは、当該一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合等を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内又は一時保護を開始する前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならないことなどを内容とする一時保護時の司法審査（以下「司法審査」という。）が、令和7年6月1日に導入されることとなった。

司法審査の概要及びその導入に伴う留意事項は下記のとおりであるので、引き続き児童相談所長等と緊密に連携を図り、対応に遺漏のないようにされたい。

1 司法審査の概要

(1) 一時保護の要件

改正法第3条の規定の施行後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項は、児童相談所長等が児童の一時保護ができる場合として、児童虐待のおそれがあるとき、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であって、必要があると認めるときを規定しており、同項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第113号）による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「改正児童福祉法施行規則」という。別添3）第35条の3第2号は、少年法第6条の6第1項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第25条第1項若しくは児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項の規定による通告を受けた場合を規定している。

(2) 一時保護状の請求

児童相談所長等が一時保護を行うときは、以下に掲げる場合を除き、一時保護を開

始した日から起算して7日以内に、法第33条第1項に掲げる場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないとされた。

また、この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないものとされた（法第33条第3項）。

○ 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の同意がある場合

○ 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

○ 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合

(3) 一時保護状の請求却下の裁判に対する取消請求等

児童相談所長等は、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときは、速やかに一時保護を解除しなければならないものとされた。

ただし、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、児童相談所長等は、当該裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り、法第33条第1項の場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求することができるものとされた（法第33条第7項）。

また、この場合において、一時保護状の請求についての裁判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができるものとした（法第33条第9項）。

2 留意事項

(1) 児童通告書等の適正な作成及び速やかな送付

改正児童福祉法施行規則第35条の3第2号の該当性を裏付ける資料については、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」について（令和6年12月26日付けこ支虐第466号）が、警察が作成する送致書、児童通告書等の書類を例示していることから、これらの書類が司法審査に用いられることを前提に、引き続きその内容に誤りがないように作成することはもとより、「児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について」（令和7年3月27日付け警察本部長通達。以下「本部長通達」という。）1（3）アにおいて示したとおり、警察の対応状況等の記録を用いて児童の身体の状況や保護者の対応等を客観的かつ具体的に記載し、司法審査に係る時間的な制約を踏まえて、速やかに児童相談所に送付すること。

(2) 通告後の情報提供等

本部長通達1（3）ウにおいて示したとおり、児童相談所への通告後においても、児童相談所から求めがあった場合を含め、警察が保有する関連情報を必要かつ相当な範囲で提供するなどして、児童相談所における一時保護状の請求及び一時保護状の請

求却下の裁判に対する取消請求が適切に行われるよう配意すること。

(3) 一時保護時の対応要領

ア 一時保護時の口頭通告

警察が一時保護の必要な児童を認知発見した場合、警察から児童相談所に事案概要、一時保護の必要性等について事前連絡し、児童相談所長が一時保護を決定している。

これまでには、児童を一時保護した場合でも、事前連絡を口頭通告とせず、後日児童通告書で通告していた例もあるが、今後は児童相談所に事前連絡し、法第33条第1項による一時保護委託を受けた場合、その事前連絡を全て口頭通告したものと捉え、児童通告通知書を作成すること。

イ 一時保護開始日の確認

「一時保護の開始日」とは、児童が一時保護施設等に入っていない段階であっても、児童相談所が①一時保護の決定に基づき、②児童をその保護下に置いた日として取り扱うもので、警察が児童相談所から一時保護委託を受けた時間が起点となることから、口頭通告した児童相談所職員と一時保護開始時間を確認し、要保護児童引継ぎ書の一時保護委託に関する回答日時及び、児童通告通知書の備考欄にそれぞれ同一の一時保護開始時間を記載すること。

本件担当

人身安全対策課虐待対策係

警 電 [REDACTED]

少年対策課指導係

警 電 [REDACTED]

刑事総務課捜査指導室指導第二係

警 電 [REDACTED]

捜査第一課強行犯第一・二係

警 電 [REDACTED]

捜査第一課性犯罪捜査指導係

警 電 [REDACTED]

子発 0615 第 1 号
障発 0615 第 1 号
令和 4 年 6 月 15 日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「児童福祉法等の一部を改正する法律」
の公布について（通知）

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）については、本年 6 月 8 日に国会で可決・成立し、本日公布されたところである。改正の趣旨及び概要は下記のとおりであり、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。また、都道府県知事におかれでは、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知徹底を併せてお願いする。

改正法は、一部の規定を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしている。今後、必要な政省令等の改正を行い、その内容について別途通知する予定である。また、改正法の施行に際しての留意点、その内容等を踏まえた通知改正等についても、別途通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、一時保護開始時の要件及び手続の整備、入所措置や一時保護の決定時における児童の意見聴取等の手続の整備、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和、児童に対するわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等の措置を講ずる。

第二 改正法の主な内容

一 児童福祉法の一部改正

1 市町村による包括的な支援のための体制の強化等に関する事項

- (一) 市町村の業務として、児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童及びその保護者、特定妊婦等に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うものとした。（第10条第1項第4号関係）
- (二) 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならないものとし、当該センターは、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とともに、家庭からの相談に応ずること、（一）の計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと、関係機関との連絡調整、児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を円滑に行うための体制の整備等の業務を行うほか、（三）の地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとした。（第10条の2関係）
- (三) 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所等であって、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この（三）において同じ。）の整備等に努めなければならないものとし、地域子育て相談機関は、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報提供を行うよう努めなければならないものとした。（第10条の3関係）
- (四) 保育所は、地域の住民に対して、その行う保育に関し情報の提供を行わなければならないものとした。（第48条の4第1項関係）

2 児童等に対する支援の充実等に関する事項

(一) 障害児通所支援に関する事項

- (1) 肢体不自由のある児童を支援の対象とした医療型児童発達支援について全ての障害児を対象とする児童発達支援に一元化するものとした。（第6条の2の2第2項関係）
- (2) 放課後等デイサービスの対象となる障害児に、専修学校等に就学している障害児のうち、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長（特別区の区長を含む。）が認める者を加えるものとした。（第6条の2の2第3項関係）
- (3) 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設であることを明確化するものとした。（第43条関係）

(二) 児童自立生活援助事業の対象者等に関する事項

児童自立生活援助事業について、事業の実施場所を拡充するほか、満20歳以上の措置解除者等であって政令で定めるもののうち、大学の学生であることその他のやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたものを対象とするものとした。（第6条の3第1項関係）

(三) 都道府県又は市町村等による事業の実施等に関する事項

(1) 新たに創設する事業

- イ 親子再統合支援事業とは、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第15項関係）
- ロ 社会的養護自立支援拠点事業とは、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第16項関係）
- ハ 意見表明等支援事業とは、4の（二）の意見聴取等措置の対象となる児童の入所の措置又は一時保護等の措置（3の（四）及び4において「入所措置等」という。）を行うことに係る意見又は意向及び入所の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に關し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第17項関係）
- ニ 妊産婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第18項関係）
- ホ 子育て世帯訪問支援事業とは、要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第19項関係）
- ヘ 児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第20項関係）
- ト 親子関係形成支援事業とは、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第21項関係）

(2) 事業の拡充

イ 子育て短期支援事業について、保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあっては、当該保護者への支援を行うことができるものとした。（第6条の3第3項関係）

ロ 一時預かり事業について、子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児をその対象者として含むものとした。（第6条の3第7項関係）

（3） 事業に関する手続等

イ 都道府県又は市町村は、（1）の事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないものとした。（第21条の9、第23条の2及び第33条の6の2関係）

ロ 市町村、都道府県の設置する福祉事務所の長及び児童相談所長は、（1）のロの事業の実施が適当であると認める者を、当該事業の実施に係る都道府県知事に報告するものとし、福祉事務所を設置していない町村又は都道府県の設置する福祉事務所の長及び児童相談所長は、（1）のニの事業の実施が適当であると認める者を、それぞれ、当該事業の実施に係る都道府県知事に報告し、又は都道府県知事若しくは市町村の長に報告し、若しくは通知するものとし、児童相談所長は、（1）のホからトまでの事業又は（2）のロの事業の実施が適当であると認める者を、当該事業の実施に係る市町村の長に通知するものとした。（第25条の7、第25条の8及び第26条第1項関係）

ハ （1）のロ若しくはニの事業を行う都道府県又は（1）のニの事業を行う市若しくは福祉事務所を設置する町村は、それぞれ、ロ若しくは四による報告を受けた児童等について、又はロ若しくは四による報告若しくは通知を受けた妊産婦等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該事業の利用を勧奨しなければならないものとした。（第23条の3及び第33条の6の3関係）

二 国及び都道府県以外の者による（1）のイからニまでの事業、市町村、社会福祉法人その他の者による（1）のホ及びトの事業並びに国、都道府県及び市町村以外の者による（1）のヘの事業の実施に係る届出手続等について規定するものとした。（第34条の7の2～第34条の7の7、第34条の11、第34条の17の2及び第34条の17の3関係）

（四） 市町村による利用勧奨及び措置

（1） 市町村は、1の（一）の計画が作成された者その他の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下この（四）において「家庭支援事業」という。）の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業（当該市町村が実施するものに限る。）の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならないものとした。（第21条の18第1項関係）

（2） 市町村は、（1）の者が、（1）の勧奨及び支援を行っても、なおやむを得

ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができるものとした。（第 21 条の 18 第 2 項関係）

3 都道府県等による支援に関する事項

(一) 里親支援に関する事項

- (1) 児童福祉施設として、里親支援センターを追加するものとした。（第 7 条第 1 項関係）
- (2) 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とし、同センターの長は、当該事業及び当該援助を行うに当たっては、都道府県等の関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めなければならないものとした。（第 44 条の 3 関係）

(二) 措置解除者等の自立支援

都道府県の業務として、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うものとした。（第 11 条第 1 項第 2 号ヌ関係）

(三) 障害児入所支援に関する事項

- (1) 都道府県は、障害児入所施設に在所している障害児等が、障害福祉サービス等を利用して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について、市町村その他の関係者との協議の場を設け、市町村その他の関係者との連携及び調整を図ることその他の必要な措置を講じなければならないものとした。（第 24 条の 19 第 4 項関係）

- (2) 都道府県は、障害児入所給付費等の支給を受けている者又は措置により障害児入所施設に在所等している者であって、障害福祉サービス等を利用して自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものについて、満 20 歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受けなければ、又は障害児入所施設に在所させる等の措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満 23 歳に達するまで、引き続き障害児入所給付費等を支給し、又は障害児入所施設に在所させる等の措置を採り得るものとした。（第 24 条の 24 第 2 項及び第 31 条の 2 関係）

(四) 関係機関への協力の求めに関する事項

都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、入所措置等に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めるができるものとし、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないものとした。（第 33 条の 3 の 2 関係）

4 児童の権利の擁護に関する事項

(一) 都道府県の業務として、入所措置等その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審

議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うものとした。(第11条第1項第2号リ関係)

- (二) 都道府県知事又は児童相談所長は、児童に入所措置等を採る場合又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合等においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して入所措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置(以下この(二)において「意見聴取等措置」という。)をとらなければならないものとした。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、児童に入所措置等を採り、又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置への変更等を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならないものとした。(第33条の3の3関係)

5 一時保護に関する事項

(一) 一時保護開始時の要件及び手続の整備に関する事項

(1) 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第6条の6第1項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であって、必要があると認めるときは、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとした。(第33条第1項関係)

(2) 都道府県知事は、(1)の場合であって、必要があると認めるときは、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができるものとした。(第33条第2項関係)

(3) 児童相談所長又は都道府県知事は、(1)又は(2)による一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、(1)の場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に(4)の一時保護状を請求しなければならないものとした。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないものとした。(第33条第3項関係)

イ 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の同意がある場合

ロ 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

ハ 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合

(4) 裁判官は、(3)の請求(以下この(一)において「一時保護状の請求」という。)のあった児童について、(1)の場合に該当すると認めるときは、一時保護状を発するものとした。ただし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは、この限りでないものとした。(第33条第4項関係)

(5) (4)の一時保護状には、一時保護を行う児童の氏名、一時保護の理由、発付の年月日、裁判所名並びに有効期間及び有効期間経過後は一時保護を開始

することができずこれを返還しなければならない旨（（3）の後段に該当する場合に限る。）を記載し、裁判官がこれに記名押印しなければならぬものとした。（第33条第5項関係）

- (6) 一時保護状の請求についての裁判は、判事補が単独でできるものとした。（第33条第6項関係）
- (7) 児童相談所長又は都道府県知事は、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときは、速やかに一時保護を解除しなければならぬものとした。ただし、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、児童相談所長又は都道府県知事は、当該裁判があつた日の翌日から起算して3日以内に限り、（1）の場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求することができるものとした。（第33条第7項関係）
- (8) （7）のただし書の請求を受けた地方裁判所又は家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならぬものとした。（第33条第8項関係）
- (9) 児童相談所長又は都道府県知事は、（7）のただし書による請求をするときは、一時保護状の請求についての裁判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができるものとした。（第33条第9項関係）
- (10) （7）のただし書による請求を受けた裁判所は、当該請求がその規定に違反したとき、又は請求が理由のないときは、決定で請求を棄却しなければならぬものとした。（第33条第10項関係）
- (11) （7）のただし書による請求を受けた裁判所は、当該請求が理由のあるときは、決定で原裁判を取り消し、自ら一時保護状を発しなければならぬものとした。（第33条第11項関係）

（二）一時保護施設の設備及び運営に関する事項

都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保する基準を定めなければならないものとした。なお、当該施設の運営について、条例で基準を定めなければならない事項として児童の安全の確保も含むこととした。（第12条の4関係）

6 児童福祉司の任用要件等に関する事項

- (一) 児童福祉司の任用に係る要件について、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるものを追加した。（第13条第3項第1号関係）
- (二) 指導教育担当児童福祉司に係る要件について、（一）の者のうち、内閣府令で定める施設において2年以上相談援助業務に従事した者その他の内閣府令で定めるものにあっては、児童福祉司としておおむね3年以上勤務した者であつ

て、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものを追加した。（第13条第6項関係）

7 保育士の登録に関する事項

- (一) 禁錮以上の刑に処せられた者は保育士となることができないものとするほか、児童の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられた者が保育士となることができない期間を、その執行を終えた日等から起算して2年間から3年間とした。（第18条の5関係）
- (二) 都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行ったと認められる場合には、その登録を取り消さなければならないものとした。（第18条の19第1項第3号関係）
- (三) 都道府県知事は、(二)により保育士の登録を取り消された者、(二)以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうち、その登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者等（以下この(三)及び(四)において「特定登録取消者」という。）については、その行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができるものとし、当該登録を行うに当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならぬものとした。（第18条の20の2第1項及び第2項関係）
- (四) 都道府県知事は、(三)による登録を行おうとする際に必要があると認めるときは、保育士の登録を取り消した都道府県知事その他の関係機関に対し、特定登録取消者についてその行った児童生徒性暴力等の内容等を調査し、保育士の登録を行うかどうかを判断するために必要な情報の提供を求めができるものとした。（第18条の20の2第3項関係）
- (五) 保育士を任命し、又は雇用する者は、その任命し、又は雇用する保育士について禁錮以上の刑に処せられた者若しくは児童の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終えた日等から3年を経過していない者に該当すると認めたとき、又は児童生徒性暴力等を行ったと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならぬものとした。（第18条の20の3第1項関係）
- (六) 国は、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者及びそれ以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうちその登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明したものについて、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行った児童生徒性暴力等に関する情報等に係るデータベースを整備するものとし、都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行ったことによりその登録を取り消したとき、又はそれ以外の理由により保育士の登録を取り消した者についてその登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明したときは、当該情報等を当該データベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとした。（第

18条の20の4第1項及び第2項関係)

(七) 保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、(六)のデータベースを活用するものとした。(第18条の20の4第3項関係)

8 認可を受けていない保育施設等の設置者に関する情報等の提供の求め等に関する事項

(一) 都道府県知事は、認可を受けていない保育施設等の設置者に対して勧告を行い、又は事業の停止若しくは施設の閉鎖を命ずるために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができるものとした。(第59条第7項関係)

(二) 都道府県知事は、(一)の施設について、事業の停止又は施設の閉鎖に関する命令をした場合には、その旨を公表することができるものとした。(第59条第9項関係)

9 児童の安全の確保に関する事項

児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として児童の安全の確保を加えるものとした。(第34条の16第2項第2号及び第45条第2項第3号関係)

10 都道府県及び市町村の支弁に関する事項

(一) 児童相談所長が児童又はその保護者を児童家庭支援センター等に委託して指導させる場合等におけるこれらの指導に要する費用は、都道府県の支弁とするものとした。(第50条第6号の4関係)

(二) 里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用は、都道府県の支弁とするものとした。(第50条第7号関係)

(三) 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用は、満20歳以上の措置解除者等で2の(二)に該当する者についても都道府県の支弁とするものとした。(第50条第7号の3関係)

(四) 2の(四)の(2)の措置に要する費用は、市町村の支弁とするものとした。(第51条第2号の2関係)

二 母子保健法の一部改正

1 市町村は、母子保健に関する相談に応じなければならないものとし、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の支援を行うものとした。(第9条の2関係)

2 一の1の(二)のこども家庭センターは、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、母子保健に関する相談や保健指導、1の支援等の事業を行うものとした。(第22条関係)

三 社会福祉法の一部改正

一の2の(三)の(1)の親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表

明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業並びに一の3の(一)の(1)の里親支援センターを経営する事業を第2種社会福祉事業に追加するものとした。(第2条第3項第2号関係)

四 売春防止法の一部改正

婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子等及びその者の監護すべき児童について、一の2の(三)の(1)のニの妊産婦等生活援助事業の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該事業の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならないものとした。(第36条の2関係)

五 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

児童相談所長が、児童虐待を受けたと思われる児童等のうち一の2の(三)の(1)のニの妊産婦等生活援助事業、一の2の(三)の(2)のロの一時預かり事業、一の2の(三)の(1)のホの子育て世帯訪問支援事業、一の2の(三)の(1)のヘの児童育成支援拠点事業又は一の2の(三)の(1)のトの親子関係形成支援事業の実施が適当であると認めるものを、これらの事業の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知するものとした。(第8条第2項関係)

六 国家戦略特別区域法の一部改正

国家戦略特別区域限定保育士の登録に関して、一の7と同様の改正を行うこととした。(第12条の5関係)

第三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。(附則第3条～第23条関係)

第四 施行期日

この法律は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

- 一 一の8 令和4年9月15日
- 二 一の7(一)から(五)までに限る。)及び9並びに六の一部 令和5年4月1日
- 三 一の7(六)及び(七)に限る。)及び六の一部 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 一の5の(一) 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

児童福祉法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和4年6月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十六号

児童福祉法等の一部を改正する法律

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第九項」の下に「、第十八条の二十の二第二項」を加え、同項ただし書中「以下」を「第九項において」に改め、同条第九項中「する」の下に「第十八条の二十の二第二項」を加える。

第十八条の五第二号中「処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない」を「処せられた」に改め、同条第三号中「二年」を「三年」に改め、同条第四号及び第五号中「又は」を「若しくは第三号又は」に、二年」を「三年」に改める。

第十八条の十九第一項に次の一号を加える。

三 第一号に掲げる場合のほか、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行つたと認められる場合

第十八条の二十の次に次の二条を加える。

第十八条の二十の二 都道府県知事は、次に掲げる者（第十八条の五各号のいずれかに該当する者）を除く。以てこの条において「特定登録取消者」という。については、その行つた児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができる。

一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士又は国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。次号及び第三項において同じ。）の登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

都道府県知事は、前項の規定により保育士の登録を行うに当たつては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聽かなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定による保育士の登録を行おうとする際に必要があると認めるときは、第十八条の十九の規定により保育士の登録を取り消した都道府県知事（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九の規定により国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消した都道府県知事を含む。）その他の関係機関に対し、当該特定登録取消者についてその行つた児童生徒性暴力等の内容等を調査し、保育士の登録を行うかどうかを判断するため必要な情報の提供を求めることができる。

第十八条の二十の三 保育士を任命し、又は雇用する者は、その任命し、又は雇用する保育士について、第十八条の五第二号若しくは第三号に該当すると認めたとき、又は当該保育士が児童生徒性暴力等を行つたと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

刑法の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による報告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第十八条の十六第二項第二号中「処遇」の下に「及び安全」を加え、及び秘密を「並びに秘密」に密に改める。

第四十五条第二項第三号中「処遇」の下に「及び安全」を加え、及び秘密を「並びに秘密」に改め、姪産婦の安全の確保」を削る。

第五十九条第六項の次に次の二条を加える。

都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができる。

第五十九条に次の二条を加える。

都道府県知事は、第五項の命令をした場合には、その旨を公表することができる。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の十七」を「第二十一条の十八」に改める。

第六条の二の二第一項中「医療型児童発達支援」を削り、同条第二項中「の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練」を「及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援」に、

「供与する」を「供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対する行為）の実施等による援助」に、第一条の五の二第一号及び第二十一条の五の二十九第一項において同じ。」に行うに改め、同条第四項中「除く。」の下に「又は専修学校等（同法第一百二十四条に規定する専修学校及び同法第一百三十条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項において同じ。）を、障害児」の下に「専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るために、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が認める者に限る。」を加え

「訓練」を「支援」に改め、同条第五項中「医療型児童発達支援」を削り、「の指導」、「及び」に「付与」、「を」「習得並びに」、「訓練」を「支援」に改め、同条第八項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第六条の三第一項中「住居」の下に「その他の内閣府令で定める場所」を加え、同項第一号中「次号において」を「以下」に改め、同項第二号を次のよう改める。

二 満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒であること、同法第八十三条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

第六条の三第三項中「必要な保護」の下に「その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。）」を加え、同条第七項中「家庭において保育（養護及び教育第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の児童に対する教育を除く。）を行ふことをいう。以下同じ。」を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児」を「次に掲げる者」に改め、「場所」の下に「（第二号において「保育所等」という。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の児童に対する教育を除く。））を行うことをいう。以下同じ。」を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児

二 子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることができる」と認められる乳児又は幼児

第六条の三第九項第一号中「特別区の区長を含む。以下同じ。」を削り、同条に次の七項を加える。

この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、社会的養護自立支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、意見表明等支援事業とは、第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行ふことに係る意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関して知識又は経験を有する者が、意見聴取その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、意見表明等支援事業とは、第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行ふことに係る意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採用される児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関して知識又は経験を有する者が、意見聴取その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、妊娠婦その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、妊娠婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じている特定妊娠婦その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、子育て世帯訪問支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

第七条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター及び里親支援センター」とする。又「指揮大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院する障害児」に、「の指導及び知識技能の付与」を「における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援」に改める。

第十条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

第十条の二 市町村は、子ども家庭センターの設置に努めなければならない。

二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行つて、児童者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

四 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関する業務を行うこと。

二 子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

二 子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園地子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うのに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備を行うこと。

二 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行はばか、必要に応じ、子ども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第十二条第一項第二号手中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項に規定する」と「第三十三条の六の二において「特別養子縁組」という。」を削り、同号に次のように加える。

「児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に關し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。」

又「措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。

第十二条第四項中「次項において」を「以下」に改める。

第十二条の四中「施設」の下に「（以下「一時保護施設」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参考するものとする。

一 一時保護施設に配置する従業者及びその員数

二 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

第十三条第二項中「児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「及び」という。）」を削り、同条第三項第八号中「前各号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを「一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第七号」を「第八号及び第六項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 児童虐待を受けた児童の保護その他の児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの

二 児童虐待を受けた児童の保護その他の児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの

三 第十三条第六項中「以上」の下に「（第三項第一号に規定する者のうち、内閣府令で定める施設において二年以上相談援助業務に従事した者その他の内閣府令で定めるものにあつては、おおむね三年以上）」を加え、同条第十項中「第三項第一号」を「第三項第二号」に改める。

第十八条の二十の三の次に次の一条を加える。

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行つたことによりその登録を取り消したとき、又は保育士の登録を取り消された者（児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者を除く。）の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベース（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第一項のデータベースを含む。）を活用するものとする。

第二十一条の五の二第一号中「児童発達支援」の下に「(治療に係るものを除く。)」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十二条の五の三第一項中「又は指定発達支援医療機関(以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。)」を削る。

第二十二条の五の七第十項、第十一項及び第十三項並びに第二十二条の五の十四中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十二条の五の十五第三項中「(医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)」を削る。

第二十二条の五の十八第一項中「及び指定発達支援医療機関の設置者(以下「指定障害児事業者等」という。)」を削り、同条第二項及び第三項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十二条の五の二十二第三項中「第一項(一)及び「において準用する場合を含む。」」を削り、同条第二項を削る。

第二十二条の五の二十三第一項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「又は指定発達支援医療機関」を削り、同条第二項及び第四項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十二条の五の二十二第三項中「第一項(一)及び「において準用する場合を含む。」」を削り、同条第二項を削る。

第二十二条の五の二十三第一項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「又は指定発達支援医療機関」を削り、同条第二項及び第五項において同じ。」を削り、同項第一号中「又は指定発達支援医療機関」を削り、同条第二項及び第三項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第五項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「又は指定発達支援医療機関」を削る。

第二十二条の五の二十六第一項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第二項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第四号中「及び指定発達支援医療機関の設置者」を削り、同条第三項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「又は指定発達支援医療機関」を削る。

第二十二条の五の二十七第一項及び第二十二条の五の二十八第一項から第三項までの規定中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十二条の五の二十九第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、同条第三項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十二条の五の三十及び第二十二条の五の三十二中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十二条の九中「及び子育て援助活動支援事業」を「子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業」に改める。

第二十二条の六款中第二十二条の十七の次に次の二条を加える。

第二十二条の十八 市町村は、第十条第一項第四号に規定する計画が作成された者、第二十六条第一項第八号の規定による通知を受けた児童その他の者その他の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業(以下この条において「家庭支援事業」という。)の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業(当該市町村が実施するものに限る。)の利用を奨励し、及ぼす利用ができるよう支援しなければならない。

市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができる。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条の二 都道府県等は、児童及び妊産婦の福祉のため、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内において、妊産婦等生活援助事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第二十三条の三 妊産婦等生活援助事業を行う都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は充春防止法第三十六条の二の規定による報告又は通知を受けた妊産婦又はその者の監護すべき児童について必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、妊産婦等生活援助事業の利用を勧奨しなければならない。

第二十四条の十九に次の二条を加える。

都道府県は、障害児入所施設に在所し、又は指定発達支援医療機関に入院している障害児並びに第二十四条の二十四第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給を受けている者及び第三十二条第二項若しくは第三項又は第三十三条の二第一項若しくは第三項の規定により障害児入所施設に在所し、又は指定発達支援医療機関に入院している者が、

障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について、市町村その他の関係者の協議の場を設け、市町村その他の関係者との連携及び調整を図ることその他の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の二十四第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第二十四条の十九」の下に「(第四項を除く。)」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第一項の次に次の二条を加える。

都道府県は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定により障害児入所給付費等の支給を受けている者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き指定人所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十歳に達した後においても、当該者からの申請により、当該者が満二十三歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き障害児入所給付費等を支給することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二十五条の二第五項中「母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

第二十五条の七第一項第三号中「が適当」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適當」に改め、同条第二項第三号中「助産」を「妊産婦等生活援助事業の実施、助産」に改め、同項第四号中「が適當」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適當」に改める。

第二十五条の八第三号中「保育の利用等」を「妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等」に改め、同条第四号中「が適當」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適當」に改める。

第二十六条第一項第五号中「保育の利用等」を「妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等」に改め、同項第六号中「が適當」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適當」に改め、同項第八号中「子育て援助活動支援事業」を「一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」に改める。

第三十条の二中「第四十四条の三」を「第四十四条の四」に改める。

第三十一条第二項中「限る」の下に「。次条第一項において同じ」と加え、「同項第三号」を「第三十一条第一項第三号」に改め、同条第三項中「限る」の下に「。次条第二項において同じ」と加え、同条の次に次の二条を加える。

第三十一条の二 都道府県は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を探らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者を障害児入所施設に在所させる措置を探ることができる。

都道府県は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者又は委託を継続して指定発達支援医療機関に入院している肢体不自由のある者若しくは重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用して自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所又は入院させる措置を探らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者をこれらの施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を探ることができる。

前二項の規定による措置は、この法律の適用については、第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなす。

第一項又は第二項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聽かなければならぬ。第三十二条第二項中「実施の権限」の下に「第二十一条の十八第一項の規定による勧奨及び支援並びに同条第二項の規定による措置に関する権限」を加える。

第三十三条第八項第二号中「が適當」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適當」に改める。

第三十三条の三の二の二条を加える。

第三十三条の三の二 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる措置に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他必要な関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第一 第二十六条第一項第二号に規定する措置
第二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第二項に規定する措置
三 第三十三条第一項又は第二項に規定する措置

前項の規定により都道府県知事又は児童相談所長から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

第三十三条の三の二 都道府県知事又は児童相談所長は、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとることとができないときは、次に規定する措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

第一 第二十六条第一項第二号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合

三 第二十八条第二項ただし書の規定に基づき第二十七条第一項第三号の措置の期間を更新する場合

四 第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

第五号中「満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等」を「措置解除者等」に改める。

第三十三条の五中「第二十一条の六」の下に「、第二十一条の十八第二項」を加える。

第三十三条の六第一項中「満二十歳未満義務教育終了児童等の」を「第六条の三第一項各号に掲げる者（以下この条において「児童自立生活援助対象者」という。）の」に、「の満二十歳未満義務教育終了児童等」を「その児童自立生活援助対象者」に改め、同条第二項、第二項及び第五項中「満二十歳未満義務教育終了児童等」を「児童自立生活援助対象者」に改め、同条第六項を削る。

第三十三条の六の三を第三十三条の六の五とし、第三十三条の六の二を第三十三条の六の四とし、第三十三条の六の六の次に次の二条を加える。

第三十三条の六の二 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第三十三条の六の三 社会的養護自立支援拠点事業を行ふ都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、社会的養護自立支援拠点事業の利用を勧奨しなければならない。

第三十三条の十及び第三十三条の十四第二項中「第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設」を「一時保護施設」に改める。

第三十四条の七中「同条第六項において準用する場合を含む。」を削り、同条の次に次の六条を加える。

第三十四条の七の二 都道府県は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行ふことができる。

第三十四条の七の三 国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行ふことができる。

第三十四条の七の四 から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の七の五 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日

第三十四条の七の六 都道府県は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行ふに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の七の七 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業に従事する者は、

その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の七の八 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業を行ふ者に対し、質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第三十四条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十三条第一項中「児童相談所長は」の下に「、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて」を加え、同条第二項中「都道府県知事は」の下に「、前項に規定する場合であつて」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同条第七項中「第五項本文」を「第十四項本文」に改め、同条第九項中「第十一項」を「第二十項」に改め、同条第十項中「第八項各号」を「第十七項各号」に改め、同条第十二項中「第八項」を「第十七項」に改め、同条第三項の次に次の九項を加える。

児童相談所長又は都道府県知事は、前一項の規定による一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して七日以内に、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に次項に規定する一時保護状を請求しなければならない。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げない。

一 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の同意がある場合

二 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

三 当該一時保護をその開始した日から起算して七日以内に解除した場合

裁判官は、前項の規定による請求（以下この条において「一時保護状の請求」という。）のあつた児童について、第一項に規定する場合に該当すると認めるときは、一時保護状を発する。ただし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは、この限りでない。

前項の一時保護状には、次に掲げる事項（第五号に掲げる事項にあっては、第三項後段に該当する場合に限る。）を記載し、裁判官がこれに記名押印しなければならない。

一時保護を行う児童の氏名
一時保護の理由
二 発付の年月日
三 発付の年月日
四 裁判所名

五 有効期間及び有効期間経過後は一時保護を開始することができずこれを返還しなければならない旨一時保護状の請求についての裁判は、当事補が単独でできる。

児童相談所長又は都道府県知事は、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときは、速やかに一時保護を解除しなければならない。ただし、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、児童相談所長又は都道府県知事は、当該裁判があつた日の翌日から起算して三日以内に限り、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方法院に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求することができる。

前項ただし書の請求を受けた地方裁判所又は家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならない。第七項本文の規定にかかるわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、同項ただし書の規定による請求をするときは、一時保護状の請求についての裁判が確定するまでの間、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行ふことができる。

第七項ただし書の規定による請求を受けた裁判所は、当該請求がその規定に違反したとき、又は請求が理由のないときは、決定で請求を棄却しなければならない。

第七項ただし書の規定による請求を受けた裁判所は、当該請求が理由のあるときは、決定で原裁判を取り消し、自ら一時保護状を発しなければならない。

第三十三条の六第四項及び第三十三条の六の三中「第三十三条第八項第二号」を「第三十三条规定第二号」に改める。

（母子保健法の一部改正）

第四条 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センターの母子保健事業」に改める。

第九条中「相談に応じ」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（相談及び支援）

第九条の二 市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、母子保健に関する相談に応じなければならない。

2 市町村は、母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の内閣府令で定める支援を行うものとする。

第十七条の二第三項中「第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センター」を「児童福祉法第十条の二第一項のこども家庭センター（次章において単に「こども家庭センター」という。）に改める。

第十九条の二第一項中「保護者に対し」の下に「、第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援」を加え、「第二十二条第二項第二号」を「第二十二条第一項第二号」に改める。

第三章 こども家庭センターの母子保健事業

第二十二条第一項を削り、同条第二項中「母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより」を「こども家庭センターは、児童福祉法第十条の二第二項各号に掲げる業務のほか」に、「する施設」を「して、第一号から第四号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うもの」に改め、同項第四号中「又は福祉」を削り、「その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、内閣府令で定める」を「並びに第九条の二第二項の」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に、「相談、指導及び助言」を「指導及び助言、第九条の二第一項の相談」に改め、同項を同条第二項とする。

（社会福祉法の一部改正）

第五条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「又は子育て援助活動支援事業」を「、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業」に、又は児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター又は里親支援センター」に改める。

第一百六条の二第一号中「第十一条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う」を「第十条の二第二項に規定することも家庭センターが行う同項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法（昭和四十年法律第四十号）第二十二条第一項に規定する」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第一百六条の四第三項中「母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター」を「児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター」に改める。

（児童防止法の一部改正）

第六条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二中「第二十三条第二項」を「第六条の三第十八項に規定する妊娠婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条规定第二項」に、当該「を「当該妊娠婦等生活援助事業の実施又は当該」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第七条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第八条 第二項第三号中「児童福祉法」の下に「第六条の三第十八項に規定する妊娠婦等生活援助事業の実施又は同法」を、「その」の下に「妊娠婦等生活援助事業の実施又は」を加え、同項第四号中「地域子育て支援拠点事業」の下に「同条第七項に規定する一時預かり事業」を、「子育て援助活動支援事業」の下に「同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業」を加える。

第十二条の四第五項中「第三十三条第六項」を「第三十三条第十五項」に、「第三十三条第五項本文」を「第三十三条第十四項本文」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第八条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七百七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の五第四項第二号中「処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない」を「処せられた」に改め、同項第三号中「二年」を「三年」に改め、同項第四号及び第五号中「又は」を「若しくは第三号又は」に、「三年」を「三年」に改め、同項第八項中「並びに」を「、第十八条の二十の二並びに」に、「国家戦略特別区域限定保育士について」を「国家戦略特別区域限定保育士について、同法第八条第一項及び第九項並びに第十八条の二十の二の規定は保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録について、それぞれ」に改め、同項の表第十八条の十九第一項第一号の項中「第十八条の十九第一項第一号」の下に「及び第十八条の二十の二第一項」を加え、同項の次に次のように加える。

第一項 第十八条の二十の三	第十八条の五第二号若しくは第三号
五第四項 第二号若しくは第三号	国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第二号若しくは第三号

第十二条の五第十二項中「並びに第十八条の二十」を「第十八条の二十、第十八条の二十の二第一項及び第二項並びに第十八条の二十の三第一項」に、「読み替える」を「、同法第十八条の二十の二第二項中「都道府県児童福祉審議会」とあるのは「市町村児童福祉審議会」と、同条第三項中「都道府県知事は」とあるのは「試験実施指定都市の長は」と読み替えるに改める。

第九条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中「同条第七項」を「同条第七項第一号」に改める。

第十二条の五第一項中「第四十八条の四第二項」を「第四十八条の四第三項」に改め、同条第八項中「第十八条の二十の二」の下に「、第十八条の二十の四第三項」を加え、第四十八条の四第二項を「第四十八条の四第三項」に改め、「同法第十八条の二十の四第三項の規定は国家戦略特別区域限定保育士を任命し又は雇用する者について」の下に「、同法第十八条の二十の四第三項の規定は国家戦略特別区域限定保育士を任命し又は雇用する者について」を加え、同条第十二項中「並びに第十八条の二十の三第一項」を「、第十八条の二十の三第一項並びに第十八条の二十の二第一項」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

二 第一条中児童福祉法第五十九条の改正規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)及び第八条の規定並びに附則第三条及び第十五条の規定 令和五年四月一日

四 第二条中児童福祉法第十八条の二十の三の次に一条を加える改正規定並びに第九条中国家戦略特別区域法第十二条の五第八項の改正規定(第四十八条の四第二項)を「第四十八条の四第三項に改める部分を除く」及び同条第十二項の改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条の規定及び第七条中児童虐待の防止等に関する法律第十二条の四第五項の改正規定並びに附則第十四条の規定及び附則第三十二条中家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)別表第一の改正規定(百二十八の二の項に係る部分に限る) 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、第二条の規定(前条第四号に掲げる改正規定を除く)による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という)第十三条第三項第一号の規定の施行の状況、児童その他の者に対する同項第三号に規定する相談援助業務に従事する者に係る資格の取得状況その他の状況を勘案し、次に掲げる事項に係る環境を整備しつつ、児童の生命又は心身の安全を確保する観点から、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者(以下この項において「支援実施者」という)に関して、その能力を發揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、この法律の施行後二年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 支援実施者が実施すべき業務の内容、支援実施者に必要な専門的な知識及び技術に係る内容並びに教育課程の内容の明確化

二 支援実施者を養成するため必要な体制の確保

三 支援実施者がその能力を發揮して働くことができる施設その他の場所における雇用の機会の確保

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法及び母子保健法(以下この項において「改正後の両法律」という)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の両法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(保育士の欠格事由等に関する経過措置)

第三条 第一条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る)による改正後の児童福祉法(以下この条において「第三号改正後児童福祉法」という)第十八条の五(第一号を除く)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第十五条において「第三号施行日」という)以後の行為により第三号改正後児童福祉法第十八条の五各号(第一号を除く)に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る欠格事由については、なお従前の例による。

2 第三号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

3 第三号改正後児童福祉法第十八条の二十の二の規定は、第三号施行日以後の行為により同条第一項各号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為により同項各号に該当する者については、適用しない。

(児童発達支援に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く)による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という)第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援(以下「旧医療型児童発達支援」という)に係る旧児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)に、新児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援(以下「新児童発達支援」という)に係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされた者に係る児童福祉法第二十一条の五の十六第二項に規定する指定の有効期間(以下この項において「有効期間」という)は、この法律の施行の際現にその者が受けている旧児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定に係る有効期間の残存期間と同一の期間とする。

- 2 旧児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関は、施行日に、新児童発達支援に係る新児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。
- 3 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十二条の五の三第一項に規定する指定通所支援（次項において「指定通所支援」という）であつて、旧医療型児童発達支援に係るものについての同条第一項の規定による障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十二条の五の四第一項第一号の規定による指定通所支援又は同項第二号に規定する基準該当通所支援であつて、旧医療型児童発達支援に係るものについての同項の規定による特例障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現に旧医療型児童発達支援に係る児童福祉法第二十二条の五の五第一項に規定する通所給付決定を受けている障害児の保護者は、施行日に、新児童発達支援に係るものについての同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。
- 6 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十二条の五の十二第二項の規定による障害児通所支援（旧児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう）であつて、旧医療型児童発達支援に係るものについての旧児童福祉法第二十二条の五の十二第一項の規定による高額障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十二条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療に係る同項の規定による肢体不自由児通所医療費の支給については、なお従前の例による。
- 8 この法律の施行前に児童福祉法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（旧医療型児童発達支援に係るものに限る）についての同条第二項の規定による届出を行つてこの法律の施行の際現に当該障害児通所支援事業等を行つている者は、施行日に、同条第一項に規定する障害児通所支援事業等（新児童発達支援に係るものに限る。）についての同条第二項の規定による届出を行つて当該障害児通所支援事業等を行つているものとみなす。
- （児童自立生活援助に関する経過措置）
- 第五条** 施行日の前日において、旧児童福祉法第六条の三第一項第二号に規定する満二十歳以上義務教育終了児童等であつて同項に規定する児童自立生活援助の実施を受けているもののうち、満二十歳未満である者については、満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間は、新児童福祉法第六条の三第一項第二号に掲げる者に該当するものとみなす。
- 2 新児童福祉法第五十条第七号の三、第五十三条及び第五十六条第二項の規定は、施行日以後に行われる新児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助の実施に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助の実施に要する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。
- （一時保護施設の基準に関する経過措置）
- 第六条** 新児童福祉法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設に係る同条第二項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準をもつて、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。
- （障害児入所給付費等の支給の申請に関する経過措置）
- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、この法律の施行前においても、児童相談所長の意見を聽くことができる。

（障害児入所施設に在所させる措置等に関する経過措置）

第八条 都道府県知事は、新児童福祉法第三十一条の二第一項又は第二項の場合においては、この法律の施行前においても、児童相談所長の意見を聴くことができる。

（意見聴取等措置に関する経過措置）

- 第九条** 新児童福祉法第三十三条の三の三ただし書の規定は、施行日以後に行われる同条各号に規定する措置について適用する。
- （親子再統合支援事業等に関する経過措置）
- 2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十五項に規定する親子再統合支援事業又は同条第十六項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第十七項に規定する意見表明等支援事業又は同条第十八項に規定する妊娠婦等生活援助事業に相当する事業を行つている国及び都道府県以外の者についての新児童福祉法第三十四条の七の二第二項又は第三十四条の七の五第二項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、令和六年六月三十日までとする。
- 2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業又は同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業に相当する事業を行つている市町村、社会福祉法人その他の者についての社会福祉法第六十九条第一項の規定の適用については、同項中「事業開始の日から一月以内」とあるのは、令和六年六月三十日までとする。
- 3 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業に相当する事業を行つてている国、都道府県及び市町村以外の者についての新児童福祉法第三十四条の七の二第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、令和六年六月三十日までとする。
- （児童発達支援センターに関する経過措置）
- 第十一条** この法律の施行前に児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得てこの法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センター又は同条第二号に規定する医療型児童発達支援センターを設置している者は、施行日に、それぞれ児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなす。
- （里親支援センターの基準に関する経過措置）
- 第十二条** 新児童福祉法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センターに係る新児童福祉法第四十五条第一項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する内閣府令で定める基準をもつて、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。
- （都道府県知事又は児童相談所長の指導に要する費用に関する経過措置）
- 第十三条** 新児童福祉法第五十条第六号の四及び第五十三条の規定は、児童福祉法第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定による委託に係る指導であつて施行日以後に行われるものに要する費用について適用し、施行日前に行われた当該指導に要する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

- 第十四条** 第三条の規定による改正後の児童福祉法第三十三条第三項から第十一項までの規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後に開始される一時保護について適用し、同日前に開始された一時保護については、なお従前の例による。
- （一時保護の手続に関する経過措置）
- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、この法律の施行前においても、児童相談所長の意見を聽くことができる。

(国家戦略特別区域限定保育士の欠格事由に関する経過措置)

第十五条 第八条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二条の五第四項(第一号を除く。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項各号(第一号を除く。)に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る欠格事由については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置)を含む。),は、政令で定める。

(身体障害者福祉法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条の二十四第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第三十一条第五項」の下に「又は第三十一条の二第三項」を加える。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第九条第三項

二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第三項

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)

第十九条第四項

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の五の項中「(同条第六項において準用する場合を含む。)」を削り、同表の五の十一の項中「よる」の下に「同法第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援」を加え、第二十二条第二項の母子健康包括支援セントター」を「第二十二条第一項のこども家庭セントター」に改める。

別表第三の七の二の項中「(同条第六項において準用する場合を含む。)」を削る。

別表第四の四の五の項中「(同条第六項において準用する場合を含む。)」を削り、同表の四の十一の項中「よる」の下に「同法第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援」を加え、第二十二条第二項の母子健康包括支援セントター」を「第二十二条第一項のこども家庭セントター」に改める。

別表第五第八号の二中「(同条第六項において準用する場合を含む。)」を削る。

(児童手当法の一部改正)

第二十条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「第六条の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第

援法の一部改正)

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「第六条の三第七項」を「第六条の三第七項第一号」に改める。

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第

援法の一部改正)

第二十二条 次に掲げる法律の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十八の二の項中「第三十三条第五項」を「第三十三条第十四項」に改め、同表の

百二十八の三の項中「第三十三条の六の二第一項」を「第三十三条の六の四第一項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第二十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十九の項及び別表第二の六十九の二の項第二欄中「よる」の下に「相談、支援」を加え、母子健康包括支援セントター」を「こども家庭セントター」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 古川 稔久

後藤 茂之

○内閣府令第百十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十三条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改 正 後

改 正 前

第一条の三十二条の五 法第六条の三第十五項

に規定する親子再統合支援事業は、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童福祉司、法

第十二条の三第六項に規定する指導をつかさどる所員、医師その他の親子の再統合のための相談及び助言その他の必要な支援についての専門的知識及び経験を有する者をして、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「児童虐待防止法」という。）第二条に規定する児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行わせることを基本として行うものとする。

第一条の三十二条の五 法第六条の三第十五項

に規定する親子再統合支援事業は、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童福祉司、法

第十二条の三第六項に規定する指導をつかさどる所員、医師その他の親子の再統合のための相談及び助言その他の必要な支援についての専門的知識及び経験を有する者をして、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「児童虐待防止法」という。）第二条に規定する児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行わせることを基本として行うものとする。

第一条の三十六条 専門里親とは、次条に掲げる要件に該当する養育里親であつて、次の各号に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。

一 児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

〔二・三 略〕

第三十五条の三 法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること

と、又はアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（児童の状況把握を目的として、法第十二条の四に規定する児童の一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他援助を行うことをいう。）を含む。）を行うことを目的として児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとする。

一 児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定めるときを含む。）

二 少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項若しくは児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告を受けた場合

三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合

四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合

五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出入であることその他のこと由により、次のいずれかに該当する場合

1 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合

2 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合

六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合

七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

第三十五条の四 市町村長は、法第十一条第一項第三号その他の法令の規定により自ら調査その他の事務を行う場合のほか、法第三十三条の二の二第一項第三号の規定による都道府県知事又は児童相談所長の求めに応じ、法第三十三条第三項に規定する手続に関し、法第十条第一項第三号に掲げる調査を行う場合においても、戸籍法第十条の二第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による請求その他の必要な事務を行うことができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔条を加える。〕

この府令は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

担当者メモ

1 こども家庭庁から警察庁（生活安全局）への要望事項

本日、「改正児童福祉法による一時保護時の司法審査の導入に伴う留意事項について（通達）」を発出しております。一時保護時の司法審査は、令和7年6月1日に導入される予定であることから、通達で示しているとおり、児童通告書等の速やかな送付等、対応に遺漏のないようにしていただきたいと思います。なお、司法審査の導入に当たって、こども家庭庁から警察庁（生活安全局）に対して、以下の内容の要望がなされております。

【要望事項】

性被害を受けた児童の身柄付通告の際、警察から児童相談所に対し、保護者に一時保護の理由を開示しないよう依頼される場合がある。それは、発生直後に保護者に虐待事実を突きつけてしまうと、証拠を隠滅されるなど、その後の捜査に支障が出るという理由からである。

しかし、一時保護時の司法審査では、可能な限り親権者等の意見を裁判官に伝える必要があり、その前提として、親権者等に対して一時保護の理由を説明しなければならない。

そのため、警察から児童相談所に対して、保護者に一時保護の理由を開示しないよう依頼することを止めてもらいたい。

以上が要望内容となります。

これは、こども家庭庁が全国の自治体に行った調査の中で多く寄せられた意見とのことでありますが、警察の捜査を理由に、児童の安全を確保するための行政処分たる一時保護の手続が後回しにされる事態は絶対にあってはなりません。

各警察署におかれましては、児童の安全確保を最優先とした対応を第一とした上で、個別具体的なケースごと、双方の事務に支障がないよう適切に対応していただきたいと思います。

2 一時保護開始時間の統一

要保護児童引継ぎ書及び児童通告通知書は、司法審査の疎明資料に使用されます。よって、一時保護開始時間を統一するため、要保護児童引継ぎ書及び児童通告通知書の記載例を、人安課サイトマップ→児童虐待→様式に掲載しますので、参考としてください。